**平成２３年（再ロ）第１００２９号**
東京都江戸川区一之江７―48―８―Ｄ１
再生債務者　大塚　博美
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月30日から平成23年７月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再ロ）第３５号**
大阪府八尾市曙川東４丁目13番地の３
再生債務者　藤井　　忠
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再ロ）第２号**
大阪府和泉市幸３丁目２番18号
再生債務者　藤井　　孝
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月23日から平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**平成２３年（再ロ）第１号**
香川県丸亀市土器町東１丁目686番地
再生債務者　山口　正子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月１日から平成23年７月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２２年（再ロ）第１０１６４号**
東京都葛飾区東四つ木３―32―６　福和ハイツ２Ｆ
再生債務者　石嶋　真宏
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月２日まで　平成23年５月19日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（再ロ）第１号**
千葉県袖ケ浦市三箇589番地16
再生債務者　宗形　　隆
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月３日まで　平成23年５月20日
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（再ロ）第１号**
千葉県佐倉市八幡台１丁目21番５号
再生債務者　野口　英二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月10日まで　平成23年５月20日　千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（再ロ）第１号**
北海道新冠郡新冠町字本町48番地の４
再生債務者　鬼海　正和
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月16日まで　平成23年５月19日
札幌地方裁判所浦河支部再生係

**平成２３年（再ロ）第２８号**
大阪府東大阪市高井田元町１丁目14番２号
再生債務者　山元　秀也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月16日まで　平成23年５月19日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（再ロ）第１５号**
広島市安佐北区あさひが丘６丁目11番８号
再生債務者　中岡　光人
法定代理人成年後見人　谷川ひとみ
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月17日まで　平成23年５月20日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（再ロ）第１号**
秋田県能代市字彩霞長根１番地91
再生債務者　小林　恒悦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月20日まで　平成23年５月19日　秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（再ロ）第２号**
秋田県能代市字上古川布215番地２
再生債務者　中村　郁子（旧姓加藤）
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月20日まで　平成23年５月19日　秋田地方裁判所能代支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２３年（再ロ）第１号**
長崎県大村市久原１丁目201番地１
再生債務者　中島　信政
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日　長崎地方裁判所大村支部

**平成２２年（再ロ）第１１３号**
大阪府守口市佐太中町１丁目３番14号
再生債務者　中村　　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再ロ）第４号**
大阪市福島区大開１丁目18番８号　ヴィクトワール福島502号
再生債務者　藤　　充子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（再ロ）第４２号**
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町163番地　フィット勧修203
再生債務者　西村　和之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２３年（再ロ）第２号**
京都市右京区梅津林口町５番地39
再生債務者　吉岡　和貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２２年（再ロ）第３６号**
仙台市太白区茂庭台３丁目23番２号
再生債務者　澤田　勝志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月19日
仙台地方裁判所第４民事部